

農本局の成立とその役割

— 戦時下、国民政府の農業政策の一環 —

農本局的成立与其任務

— 戦争期国民政府農業政策之一環 —

菊 池 一 隆

Kazutaka Kikuchi

摘 要

1936年9月、農本局成立為農村金融之最高機構及監督機關。其目的在於調整並發展農村金融与農作物生産、以重振当時陷於荒廢狀態中的農村、由於農本局成立、使農村各金融機關間的相互矛盾对立、得以部分解除、同時此亦意味着国民政府在農業方面的中央集權化与全国性統制。農本局是自政府所属各銀行（中央、中国、交通、中国農民各銀行）之統一機構「四聯總処」成立後、至中国全金融推展中央集權化期間的過渡性機關。

本稿是先分析農本局之組織系統後、再據合作金庫及農業倉庫之實態、以闡明農本局之主要任務。

I. はじめに

1931、32年以降、中国農村は世界經濟恐慌の影響、農業恐慌による内地農作物の滞貨、あいつぐ洪水や早魃の打撃に加えて、政府の重税、地主・高利貸の封建的搾取によって荒廢狀態に陥っていた。この窮迫した農村の生産力を回復し、農村を復興し、農民を救済するには、どのようにすればよいのか。それが国民政府の緊急課題であった。当時、民間にも農村建設団体として、山東農村建設研究院、済南の農村建設専門学校、四川農村建設学院、燕京大学の農村実験区、農村建設学会、華北農村建設協進会等々があった。これら農村建設をスムーズに行なうためには、農村金融の導入が第一ということで、1933年から34年、資金の「農村回流運動」なども実施された。だが、投資形式や貸付額に限りがあった¹⁾。

国民政府が国家資本を動員する農本局の設立を急いだのは、①農村の困窮に乗じて商人や買弁が銀行や外国資本と私的に結託して生産者を収奪するのを防止するためであり、②銀行資本が經濟恐慌の影響によって、不動産投資への途が塞がれ、また「還本付息条例」のために債券投資も不利となり、必然的に農業投資に向かう傾向が顕著になっていたから、それに対応しようとするものであった。農本局や中国農民銀行の成立と前後して融資を開始したのは、中国銀行や交通銀行など国家銀行ばかりでなく、商業銀行、華洋義賑会があり、各省では省農民銀行、省地方銀行、省農民改進機關、省農民貸款所等があり、また各縣市では県農民銀行、県郷商業

銀行のほか、合作社、互助社、農民借款協会、水利協会などがあった²⁾。

1937年、七七事変の勃発後、中国は上海、南京など沿海沿江の重要諸都市を失陥し、必然的に食糧輸入は減少した。対外貿易の途が狭められていく中で、中国は国内の生産増大、特に食糧問題の解決を図らねばならなかったのである。つまり、農村建設がそれまで以上に緊急課題として浮上したといえる。しかし、現実には厳しかった。農村と市場との交通は破壊され、ために農作物価格は暴落し、農村金融は涸渇していた。かくして農民が使用しやすいように、一元券と小額補助紙幣の増発、農民に対する小額融資を積極化する方策がとられたのである。

戦争の激化、抗日戦線の拡大とともに、農村建設工作は国民政府によって抗戦と不可分に結びつけられた。農村においては合作運動の普及が特に重視され、奥地農民を組織化して直接、抗戦経済建設に駆りたてたのである。政府機関としては、第1に、全国経済委員会が公路の建設、合作社の普及、農村復興、茶業、棉業、蚕糸業、牧畜等の改良などに着手し、また揚子江、黄河、淮河の堤防構築や排水溝建設および全国水利機関の統一等を行なった。第2に、実業部は農本局と農業試験所を設けた(詳細は後述)。第3に、財政部は農民に対する税制の再検討を開始し、土地の申告制を実施した。また銀行の農村投資も指導した。第4に、内政部は実験県制の実施、衛生院の設立、地方行政職員の再訓練などを行ない、第5に、教育部は民衆教育と義務教育を実施するとともに、農村建設を側面から援助した³⁾。こうして、それまで遅々として進まなかった農村建設工作に対し、七七事変後、政府各機関は抗日の必要に迫られて本格的に取り組みだしたのである。

では、社会、経済的側面から見ての七七事変以前と以後を明確に画する特徴は何か。それは、いうまでもなく国家の統制が農業部門にまで極度に強化された点にある。上海、南京等の重要都市の陥落、荒廃により、農村が主要な投資対象となった。その結果、各銀行の農村投資は農本局を中心に、政府と金融界とを結合して、計画的に推進されることとなった。農本局の比重は高まり、同局は各種の農村金融機関相互間の矛盾を解消し、それらを調整し、連繫を強める重大な任務が課せられたのである。そして農村投資は貸付、運搬販売に限られることなく、生産にまで拡大されていく。

この小論は、国民政府の農業建設、特に重慶政権期の農本局に焦点を合わせて、農本局の組織機構、合作金庫と農業倉庫など農本局の主要業務、およびその果たした役割を具体的に解明することを目的としている。なお、重慶政権期の農業建設の総体、合作金庫と合作運動の関係の詳細、合作運動の実態等については別稿を予定している⁴⁾。

II. 農本局の成立とその機構

農本局は、農村復興のための根本問題を解決することを主要任務として生れた⁵⁾。それは商工業面における中央信託局と対比される存在であった。では、農本局とはいかなる組織で、具体的に何を目的としていたのだろうか。

『農本局組織条例』は1936年6月に行政院で討議された。孔祥熙が会議を主催、その審査を経て、16日に『農本局章程』全文19条が採択され⁶⁾、ついで、同年9月、実業部の下部機関として南京で成立をみた⁷⁾。なお、『農本局章程』第1条によれば、農本局は農作物、農業流動資金を調整して、農村を発展させることを目的とし、実業部が各銀行と連合してこれを組織したとある⁸⁾。農本局が成立して3ヶ月後の12月18日に「合作金庫規程」が実業部の部令として公布さ

農本局の成立とその役割

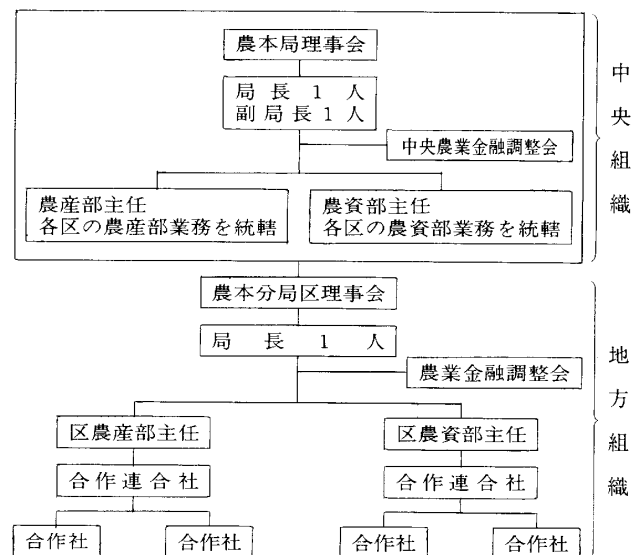
れた⁹⁾。この事実は、合作金融の発展史上、画期的な一頁を記した。なぜなら、農本局の成立によって商業資本は国民政府の企図する農村金融機構の中に組み込まれ、商業銀行などをめぐる従来の農村投資に関する各種の紛争が相当程度、解決されたからであり、かつ「合作金庫規程」の公布によって合作金庫に法的根拠を与え、合作金庫に対する信用を高めたからである¹⁰⁾。農本局は、政府の行政力を用いて全国の農村金融と運搬販売組織を統轄し、統制し、同局の雄厚な資力によって、各組織の不足を補うことが期待された。

では、ここで農本局の組織、機構に論を進めよう。農本局の最高機関は理事会であり、理事23人で構成する。理事の内訳は実業部長、内政部長、財政部長、鉄道部長、交通部長、経済委員会秘書長、実業部農業司長、中央農業実験所長、上海商品検査局長のほか、銀行家12人等々であった¹¹⁾。理事には、その他、合作専門家が含まれ、当然のことながら銀行家の中には中央銀行総裁が名を連ねていたと推測される¹²⁾。理事会は農村金融施策の大綱を決定する。例えば、各種農村金融の調整、各区農村金融の貸付方針、およびそれらの実行状況と成果を監督した。その実行機関としての農本局は、中央、地方で各公私金融機関の代表を集め、農村金融調整会を組織し、専門的に公私金融機関の調整を行ない、各単位の業務計画や資金分配等を協議した。

農本局組織は、図1に例示したように中央組織としての農本局と、その地方組織としての農本分局に分れている。すなわち、農本局は首都南京に設置され、農村金融の最高計画機関で、かつ監督機関であり、直接貸付は行なわない。それに対して、農本分局は交通の便等から各区の最も適当な都市に設けられ、農本局の貸付機関として機能することになっていた。では、農資部、農産部とは何か。『農本局章程』第5条によれば、農本局の業務は(A)農資部分と(B)農産部分に大きく二分される。その内容を概述すれば、

(A)農資部分。(1)各県、各村が創業している農業銀行、農業合作社、典当の中で、審査によって補助の必要を認めるものについては、農本局がその固定資本から支出、投資する。(2)参加各銀行、あるいは各県各村の農業銀行、農業合作社、典当と連繫し、抵当品の再抵当借入に貸付ける。(3)理事会の決議を経て、農作物改良借入などを斟酌して、各県各村の農業銀行、農業合作社と相談の上、農民の信用借入に貸付ける。(4)理事会の決議を経た資金運用および農村家畜保険事業を執行する。

(B)農産部分。(1)農作物倉庫（農業倉庫）を運営する。(2)政府の委託を受け、農作物を代理売買する。(3)一般農作物の運搬販売あるいは代理運搬販売を行なう。(4)抵当物品中の農作物部分を処分する。(5)理事会の決議を経て、農作物の改良や各種農作物の調整、按配を行なう¹³⁾。



【出典】 喬啓明、陳鴻根「設立農本局之使命与任務(一)」『天津大公報』1936年5月30日などにより作成。なお、本図は計画段階の組織系統図であるが、成立後の系統図の史料が未発見なこと、完成後もこれとほぼ同様と考えられることから掲載した。

図1 『農本局』組織系統図

以上のように、農資部分は貸付に関する規定で、合作金庫の経営はここに含まれる。また、農産部分は、主に農業倉庫の運営と運搬販売が業務であった。

次に、農本局の資金について概観しておこう。『農本局章程』第4条によれば、農本局の資金は3種から構成される。(1)固定資金。政府が民国25年(1936年)から民国29年(1940年)までの5年間、毎年度初頭600万元(計3,000万元)を出資する。(2)合同資金。参加各銀行などが同上期間に、毎年度初頭600万元を納める。(3)流通資金。参加各銀行などが組織した農貸団が毎年度初頭、農本局と相談の上、その額を決定し、出資する¹⁴⁾。つまり、固定資金は政府出資、合同資金と流動資金は銀行出資であった。このように、資金面からは農本局が半官半民機関であったことがわかる。農本局は参加銀行に、合同資金に出資しているという証明書を与え、かつ参加銀行に出資金と利息を保証した。もし、参加銀行が途中で出資をとりやめたい場合、農本局の許可を得て、証明書を抵当とすることも可能であったし、その他の金融機関にそれを譲渡することもできた。農本局の年度末決算期に剰余金があった場合には、参加銀行に対する報酬金とした。また、流動資金の場合も、農本局が一般農作物を抵当とする抵当借金、再抵当借金を申し込む相手を紹介した。このように、合同資金では参加各銀行に保証と便宜を与えたほか、各銀行が広範囲な農村投資をできるよう、その仲介者ともなった¹⁵⁾。その他にも、政府は発行総額が農本局の固定資金の枠を越えてはならぬとの限定付きではあるが、同局が独自に農業債券を発行することに特別に許可を与えている¹⁶⁾。

農本局の貸付資金は、(1)政府出資金3,000万元(5年分)のうち1,000万元。(2)債券発行によって獲得した資金。これが大部分を占めている。(3)借入れと再手形割引。もし、農本局が債券市場で債券を売りさばけない場合は、中央銀行や大商業銀行のような金融機関に短期の借貸を申し入れるか、合作社の借入れ証文をもって再手形割引を求め、売却する。ことに農本局は中央、中国、交通の国家銀行と連絡を密にし、貸借手形割引のほか、短期債券の発行の時には、すべてそれらを売り渡すことになっていた¹⁷⁾。

地区割りについては、『農本局章程』第3条に、実業部の許可を経て、農本局が産業、交通状況を考慮して全国を5区に分け、毎年一切の業務計画を立て、5年内に完成させる¹⁸⁾、とある。このように、他の計画と同様、1940年までに完成させる予定であった。創業6年目から農本局は十全な機関として本格的に活動することになっていたのである。また、各区内の産業、交通網の発展度も考慮しなければならぬが、農本局本来の使命から交通未発達で金融網未整備の地方も重視する必要があった。従来、一般の農村貸付は交通の発達した地域に集中し、往々にして金融機関相互の衝突と競争を誘発してきた。例えば、湖南省では金融機関が湘江下流域の10余県に集中し、同省西部、南部一帯の各県には1銀行もないという有様であった。この種の偏りを是正することも、農本局の使命として求められていたのである¹⁹⁾。

呉華宝、および金陵大学の喬啓明、陳鴻根らは、農本局の原則として以下のような意見を述べている。(1)農本局は全国の農村金融の最高機関として、農村金融の全体計画を立てる責任があり、各種の農村金融機関はこれを遵守しなければならない。(2)農本局は地方銀行などの農村金融機関に協力し、これを援助し、その発展を促進すべきである。中国は広大で、農民数も龐大である。農民を普遍的に救済しようとしても、政府の資力だけでは不可能である。そこで、農本局は各地の農村金融組織を発展させ、農民を支援する必要がある。(3)農本局は妥当な政策をとり、長期的展望の下で農業の繁栄を計画的に考えねばならず、そのための監査を厳しくすべきである。(4)農本局は農業救済を特別の任務としている。農本局の目的は農民を援助するこ

農本局の成立とその役割

とにあり、利益を追求して搾取を行なうべきではない。ただ、救済といっても利息をあまりに低く抑え過ぎると、かえって農民に依頼心を起こさせる。それ故、利率を一挙に下げるのではなく、段階的に引下げる漸進主義をとり、農民の努力をひき出すようにするのがよい。(5)農本局はいかなる政党の支配も指図も受けるべきではない。農本局は政府が発起した組織ではあるが、政府が永久にそれを支配すべきではない。農民は次第に合作組織を強め、資金を集め、自らも投資する。そして、やがて農民が管理事務に参与できるようにする。かくして政府と銀行は次第に資金と管理権を引き揚げ、ついには農本局を農民の組織とし、政府はただ管理するだけとする²⁰⁾。

以上のように、呉華宝らは一方で農本局を農村金融の最高機関と位置づけ、農村金融の統一、統制を唱えながらも、他方で政党の支配も指図も受けさせまいとした。そして、政府の権限を次第に後退させ、ついには農本局を農民の組織、農民の運営する金融機関とすることを理想とした。呉らは現在の農村金融の統制、中央集権化と、未来の自由化(農民の組織、農民の運営)を区分したのである。しかし、統制路線と自由化路線は質の上で真向から対立し、統制路線の発展形態として農民組織、自由化を想定することは不可能であった。ことに、この時期、農本局から政党色を抜くことはできず、むしろ農本局は国民党による中央集権化を体現していた。つまり、北伐以降、あらゆる分野で強引な中央集権化を推進してきた国民政府にとって農本局設立も農村支配の一環であった。農民自体の自由化を求める動向が、呉らの将来構想に反映したものといえるが、これは国民政府の方向と全くの逆方向であったのである。

なお、農本局との関連で問題になるのは、1935年4月に設立された中国農民銀行である。翌年7月、中国農民銀行は西北各省における小麦、棉花等の農作物の生産や合作事業に1,000万元、安徽、江西両省の茶の生産販売などに1,000万元、計2,000万元の投資を決定するなどの活動をしていた²¹⁾。農本局の設立当時、中国農民銀行の業務範囲は10余省に及んでおり、工作の重複を避け、支出を節約するため、農本局と中国農民銀行は協力体制をとる必要があった²²⁾。

農本局は合作社を最下層の基本単位とし、貸付などの業務執行をすべて合作社までとして、原則として農民に直接貸与を行なわなかった。なぜなら、農民個々人は散在しており、貸付上、種々の困難や危険性があったからである。そのため、農本局⇒農本分局⇒合作社という順で農民に貸付ける。もし農民が合作社を組織すれば、社員間に連帯責任が生まれ、一切の借入のための担保、利息の徴収および返還などに合作社が責任をもつようになるとの見通しがあった。その上、農民の団結を促進し、共同で物事を解決できるようになる。農民組織化と抗戦基盤確立の上でも重要との認識があったのである。蔣介石は「国民経済建設運動の意義およびその実施」という一文中で、特に合作運動を重視し、「農業振興、生産増大、肥料製造、優良種子の選択、農作方法の改良、農村資金の活発化、農作物の運搬販売の円滑化は、すべて合作社を基礎とする。合作社を指導、改善することで食糧の自給自足の初歩的目標を達成する」²³⁾と述べている。この蔣の言明に沿った形で、合作社に農本局と農民の橋渡し役を演じさせた。当然、農本局は信用合作社、生産合作社、農地低当合作社に対して監察権をもつことになる。

だが、中国の場合、農村の交通網があまりに未発達な結果、合作社の規模が極めて小さい。そのため、農本分局と合作社の間が隔絶され、貸借がスムーズにいかなかった。こうした欠陥を是正するため、農本局はいくつかの合作社を結びつけ、連合させる必要に迫られた。すなわち、地方合作社が発展したら、次に合作連合社の組織化を奨励する。合作連合社の成立後、貸付は合作連合社に対して行なわれ、合作連合社が各合作社へ再貸付することになる。もちろん、

合作連合社への貸付利息は個別合作社のそれより低く抑えられる。さらには、合作連合社同士を集中、結合させ、例えば、全国棉花運搬販売合作社、米麦運搬販売合作社、信用合作中央連合社などと同じく、全国的な中央組織とすることも計画され、農本局はこれら中央組織と直接関係をもち、一つの密接な総合体系を樹立することになっていた²⁴⁾。

III. 農本局の業務と役割

農本局は『農本局章程』の規定にのっとり、南京に設立され、江蘇省中心に工作を行っていたが、僅か1年余で七七事変が勃発した。そのため、国民政府とともに南京から重慶に移り、1938年末、四川省東部を中心に各省で本格的に業務を再開した。特に、四川、広東、広西、雲南、貴州、湖南各省に対する農業貸付を重視し、その一環として100万元の資金で広東省博羅を開墾地に指定し、一部の荒地を開墾して集団農場をつくった。また、四川省でも同様な計画を立て、広東省難民を四川省へと移動させ、開墾に着手させることにした²⁵⁾。

では、農本局の業務とは何か。農本局は農業資本の供給について、あらゆる角度から弁法を講じ、(1)合作金庫、(2)農業倉庫、(3)農作物運搬販売合作社に対する指導、(4)農田水利貸付、(5)食糧生産貸付、(6)経済作物貸付などを主要業務としていた。ここでは、(1)~(6)までの業務に若干の説明を加えておきたい。

(1)合作金庫は、合作社への貸付を目的とする銀行業務であり、農民が自有、自営、自享できる合作系統を確立するとともに、農村と都市の資金交流を円滑にすることにあつた。すなわち、農本局創設の主要な目的は、農村金融の下部機構を確立することにあつたのである。農本局の業務計画は「経済の確立はまず組織より」との見解から、合作事業を特に重視し、合作金庫を農村金融制度を推進する唯一の下部組織たらしめんとした。農本局は、各省で政府機関または中国農民銀行と連繋して、それぞれ合作金庫を設けた。農本局が金庫株のほとんどを引受け、運営、指導して合作社の貸借と農村金融の活発化をはかった。

(2)、(3)農業倉庫は収穫された農作物を売却する前に、資金流通の便を得せしめるため、農作物を抵当に農民に資金を貸付ける。そして、その農作物を農業倉庫に貯蔵し、価格の騰落によって出賃を調節する。これは軍糧確保という面からも国民政府にとって好都合であつた。農本局は農作物運搬販売合作社を指導したが、農業倉庫自体も運搬販売を行なつた。農業倉庫は合作金庫運営と並び、農本局の二大業務であつたのである。

(4)農田水利貸付。農本局と各省政府の貸借契約により、農田水利貸付委員会を設立し、それを通して水利事業費を貸付けた。大工事は同委員会が直接行なう。各地で小規模な水利工事を行なう場合は、水利協会を組織して、同委員会が農本局、各省政府に融資を申請し、指導、監督を受ける。融資は田畑が抵当とされ、最高年9分の利息で、2年ないし5年の償還期限が課せられた。1938年末には水利貸付金は870万元に達し、この水利工事が完成すると、受益耕地は230余万畝と概算され、戦時における食糧増産に大きな役割を担うことになっていた。

(5)食糧生産貸付は、次の経済作物貸付とともに、農作物の偏作を金融方面から是正し、戦時における軍糧や民衆への食糧供給を安定させることを目的とした。すなわち、棉花、茶、植物油、砂糖、煙草等の商品作物は、直接農民が換金できることから、自家消費の食糧さえ生産すれば、後は商品作物を好んで生産する趨勢にあつた。したがって、農作物の跛行的生産が行なわれ、軍糧や一般民衆への食糧供給に支障が生じやすい。こうした状況を改善しようとしたの

農本局の成立とその役割

である。食糧生産貸付の対象は種子、肥料、農具等の購入費および荒地の開墾費など、食糧増産を目的とする一切のものを包括していた。性質上、合作金庫の信用貸付と同様であるが、ある部分は政府機関や農業改進黨に貸し出され、食糧の購入等に充当し、穀価の騰落による農民の損害を防止したり、優良種子の普及に使用したりしている。1938年度の四川、湖南、陝西、河南、広西、貴州等各省における農本局と各地機関との契約高は560万元、そのうち貸付済みは188万元であった。

(6)経済作物生産貸付の対象には、商品作物以外に蚕糸、豚毛、皮革等も含まれ、同年度の契約高は400万元、貸付済みは170万元で、その用途は生産、製造の改良、運搬販売であった²⁶⁾。

では、農本局業務のうち、最も重要と考えられる合作金庫と農業倉庫に焦点を合わせて論述しよう。

A. 合作金庫

合作金庫は、農本局成立以前から存在していた。1935年1月、河南・湖北・安徽・江西四省合作委員会は江西で連合第1回討論会を開催し、4省に対して合作金庫設立に関する建議を行なった²⁷⁾。2月、河南省鎮平県の地方建設促進委員会は省農村合作委員会に申請し、同県の農民貸付所を農村合作金庫に改組した。これを、中国における合作金庫創設の嚆矢とする。3月、南京で第1回全国合作事業討論会が開催され、合作金融関係の多くの提案がなされた。ついで、4月には軍事委員会南昌行營が「剿匪区内各省合作金庫組織通則」を頒布し、まず四川、江西両省に合作金庫が設置された。合作金庫の成立によって直接利益を蒙るのは合作社であり、間接的に利益を蒙るのは地方金融であった。合作金庫が農村金融の自給状態をつくり上げる時、農村金融機構が完成する²⁸⁾、とされた。

しかし、本格的に合作金庫が設立されるのは、農本局の成立を待たねばならない。前述したように、1936年9月実業部は農本局を成立させると同時に、12月には「合作金庫規程」を公布した。規程は5章25条より構成され、要点は、(1)合作金庫を中央、省、県市の3級に分ける。(2)信用合作社を基幹として、その他の合作事業を推進する。(3)過去における官民協力の趣旨を尊重するとともに、農本局が商業資本の円滑な流通をはかり、各級合作金庫の主要な推進体となる²⁹⁾、等であった。この規程が公布された後、農本局は合作金庫を積極的に設立し始めた。まず、底辺レベルの県市合作金庫から着手した。当初、農本局は、まだ地方に下部機関を有していなかったため、地方政府、合作主要機関および社会団体と連繫して推進した。農本局は山東省壽光、濟寧両県³⁰⁾、安徽省蕪湖、宣城および南京に県市合作金庫を設立したほか、河北省定県では中華平民教育促進会と協力して県合作金庫を設立した。さらに四川、江西、河南各省にも設立したのである。特に、1936年11月、最初の省合作金庫が四川に成立したことは注目に値する。同金庫の資本は省政府が半分、残り半分は合作連合社が出資することになっていた。資本総額は1,000万元を予定したが、まずは省政府出資の140万元で営業を開始した³¹⁾。しかし、容易に実績があがらず、省政府は農本局と中国農民銀行に投資を依頼し、約500万元集めることができたといわれている³²⁾。七七事変以前、これら合作金庫は先駆的使命を帯びていたが、多くは戦争の逼迫にともない崩壊してしまった。しかしながら、四川省合作金庫、山東省鄒平、河北省鎮平、禹県の合作金庫は、その後も存続したのである³³⁾。

七七事変勃発後、農本局は国民政府とともに南京から重慶に移り、奥地各省で本格的に工作を再開し、中心となって合作金庫を次々と成立させた。特に、地域的には四川、西康、広西、

貴州、雲南、陝西などの各省を合作金庫の業務発展の重点地域と定め、同時に甘肅、河南、湖南、江西、広東各省を外衛区域に設定した。こうして、四川省新都、合川、江西省九江、進賢、湖南省収県、岳陽、新化、茶陵、安仁、沅陵および湖北省襄陽等々に設置され、1937年末までに計2省庫27縣市庫で貸付総額500万元となった(第1表)。

1938年度の合作金庫も農本局が最大の根幹であった。このほか、四川、江西、浙江3省の省合作金庫、江西省合作行政機関も推進に協力した。四川省では従来からの達県、灌県の2分庫および重慶為替交換所以外、威遠等38ヶ所にも県合作金庫の補助機関が設置された。農本局指導下に設置された合作金庫は四川20、貴州16、広西17、湖南5、湖北5の計63で、以前からのものを合わせると76金庫であった(第2表)。その中には被占領区の9金庫が含まれている。資本総額は760万元に達し、730余万元を農本局が出資していた。貸付額は407万6,019円で、内、被占領区は52万75円で12.8%を占めていた³⁴⁾。

特筆すべきことは、農本局内に農業調整処を設立して農作物の購入と運搬販売業務を行なわせていたが、同年末、別に資本金1,000万元の福生荘という特殊法人を設立して、この業務を担わせることになった。購入して運搬販売する農作物は棉花、棉布、食糧等が主で、38年度における購入高は棉花10万担、棉糸1万件、食糧50万担等で、その総額は1,000万元に達した。この業務目的も、農本局の他業務と同様、軍需衣食糧の確保のほか、市場調整、農作物価格の低落防止など農民にとっても魅力ある目的を含んでいた³⁵⁾。

国民政府經濟部は、「抗日戦争時期の合作金融事業の中心工作は、合作金庫を推進させることである」との認識から、同年2月合作金庫の拡充、強化のため、「合作金庫規程」の2点を改正

第1表 各省、縣市合作金庫の発展概況

省 市	1936年以前		1937年		1938年		1939年		1940年	
	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫
四 川	1		1	6	1	62	1	76	1	27
西 康								9		10
貴 州						16		42		58
雲 南										9
広 西						17		32	1	51
陝 西								5		17
甘 肅										22
河 南		2		2		2		5		16
湖 北				1		2		3		11
湖 南				6		10		18		25
江 西			1	5	1	13	1	11	1	10
浙 江					1	18	1	26	1	32
福 建									1	2
重 慶						1		1		1
営業停止						10		13		16
計	1	2	2	20	3	151	3	250	5	397

〔出典〕 「中国合作金庫発展史」『情報』新32号、1944年9月

農本局の成立とその役割

第2表 主要指導機関および合作金庫の発展概況

機 関	1936年以前		1937年		1938年		1939年		1940年	
	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫	省 庫	県市庫
省 合 作 金 庫				4		67		81		111
省 政 府	1		2	3	3	5	3	11	5	3
合作行政機関										
農 本 局				17		76		112		168
中国農民銀行								29		82
中 国 銀 行										14
そ の 他		2		3		3		1		1
計	1	2	2	27	3	151	3	250	5	397

〔出典〕 「中国合作金庫発展史」『情報』新32号 1944年9月。なお、合作金庫は二つ以上の機関が連繋して設立する場合も多かったが、本統計では主要機関の方に含めたと推測される。

した。

(1)合作金庫の創始時期、「(省県市の)各級政府、農本局および、その他の営利行為を目的としない法人団体のみが(金庫)株を購入し得る」(第6条第2項)と規定されており、銀行の参加は認められていなかった。条文の改正により、「農本局」の次に「農民銀行、地方銀行および農村貸付を目的とする各銀行」という文字が付加された。すなわち、株主たりうる機関は、①省県市の各級政府、②農本局、③銀行、④その他の営利を目的としない法人となった。金庫株を銀行が買うことが認められた結果、多くの銀行が投資するようになり、株の信用を高め、株価を向上させた。そして、これより以後、特に1939年以降は、各種機関が協力する形で合作金庫を拡大することとなった。だが一方、株主が農本局や各銀行など、性格も目的も異なる機関の集合体となったため、著しい不統一性を示すようになった³⁶⁾。

(2)各級の合作金庫は組織系統上、隸属関係が確立した。その結果、同じクラスの合作金庫同士の信用貸付を行なうことは禁じられた³⁷⁾。以上の修正によって、信用貸付を慎重に行なうこと、信用業務を強化すること、さらに同級合作金庫同士の慣れ合い的な相互依存性を排し、上級の機関に従属することが明確化されたのである。

重慶政権の抗戦経済を担う農業建設は、農村合作運動を支柱としていた。農作物の生産増大、農村組織化という多種多様の目的から農村合作運動が重視され、合作社工作の比重が高まった。農村合作運動を強力に推進するためには、農村金融の拡充が必須であり、ために合作社の金融機関たる合作金庫の重要性が力説されることになる。元来、合作社と合作金庫は双方の発展のため互いに欠くことのできない密接な関係にあった³⁸⁾。かくして、農本局が農村建設の中心的機構と見なされるようになった。

「合作金庫規程」第6第2項は、「県市合作社が信用合作社の場合、1社でも株を購入して合作金庫に加入できるが、他種の合作社は合作連合社を組織した後でなければ加入できない」と要約できる。そのため、生産合作社、運搬販売合作社、消費合作社などにとっては不利であった。経済部はこの実情に鑑み、1939年1月9日、同項目を修正し、信用合作社以外の合作社も単独で金庫株を購入でき、その後には合作連合社を組織してよいことにしたのである³⁹⁾。

特に、農本局に重大な影響を及ぼしたのは同年1月、国民党五中全会が合作事業を強化、推進するために、「経済部、もしくは行政院の下に合作管理局を創設する」と決議したことである⁴⁰⁾。これを受けて、5月29日経済部は合作事業管理局を設け、壽勉成を局長とした。そのため、農本局合作指導室は廃止され、農本局と合作事業管理局はそれぞれ任務を分担することになった。すなわち、農本局は僅かに合作金融の調整だけを行なうことになり、合作事業管理局は巨視的立場から合作事業の改善と推進を行なうこととなった。

ところで、農本局は同年設立した各金庫を充実させるために、指導員制度を採用した。また、各金庫の金融流通をはかり、他方、現物による貸出しのための分弁処などを設置し、同時に金庫区域を拡大した。交通網が未発達な結果、増設計画がスムーズにいかない地域もあったが、新たに四川8、貴州13、広西8、湖南1、湖北10、陝西3、西康9の合作金庫を増設した⁴¹⁾。農本局は接敵地区にも積極的に拡大していく方針であった。だが、西康省では中国農民銀行との間に合作金庫設立地域に関して紛争が多々あった⁴²⁾。

当時、合作金融の組織としては、信用合作社、県市合作金庫、省合作金庫等がある。四川省を例にとれば、(1)信用合作社。1939年3月末、四川の信用合作社は1万1,017社、社員58万9,954人、発行株券16万4,456株、株金合計135万9,352元となっている。信用合作社は同省107県に分布し、合作金融の基礎組織となっていた。合作金庫など他の金融機関は信用合作社を相手に農

第3表 全国農業貸付統計 (1939年—1940年2月)

貸付機関	貸付額(元)	%
農本局、中国農民銀行、中国銀行、交通銀行	112,960,859.49	74.6
各省地方銀行	17,542,332.85	11.6
合作事業管理局、各省合作機関	4,654,730.87	3.1
四川、江西、浙江三省合作金庫	16,166,558.25	10.7
総計	151,324,481.46*	100.0

〔出典〕 時事問題研究会『抗戦中の中国経済』1940年、115～116頁から作成。

第4表 貸付対象 (1939年—1940年2月)

貸付対象組織、団体	割当額(元)	%
合作社	71,477,335.78	47.2
合作金庫	41,172,197.74	27.1
農業倉庫	8,210,913.74	5.5
集団農場	406,122.46	0.3
農民団体	2,388,282.86	1.6
農業指導改進黨	1,040,939.32	0.7
その他	26,628,889.56	17.6
総計	151,324,681.46*	100.0

〔出典〕 時事問題研究会『抗戦中の中国経済』1940年、116頁から作成。*第3表、第4表の総額は一致すべきものと思われるが、第4表が200元多い。どちらかの数字が誤っているものと推測される。

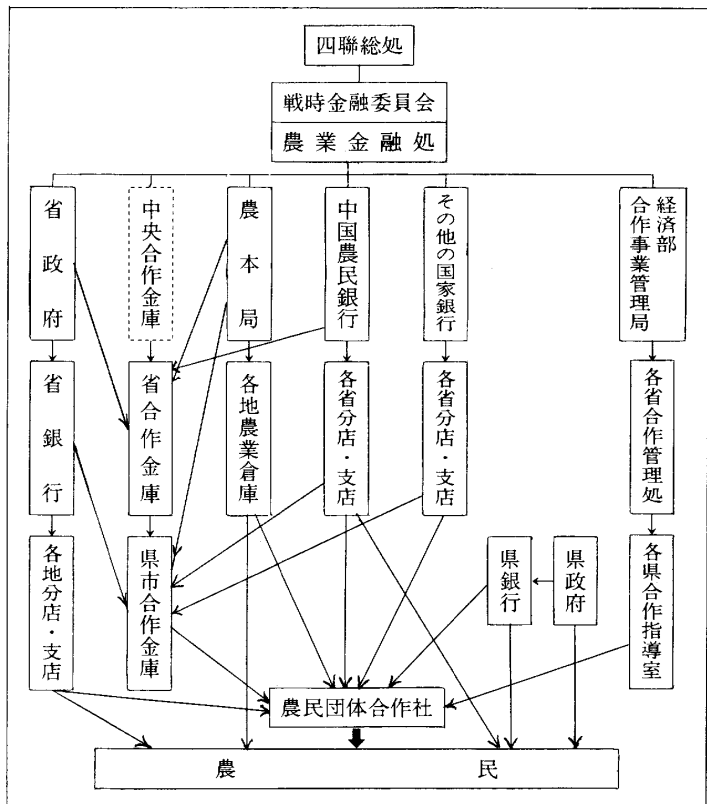
農本局の成立とその役割

業貸付を行ない、当時までに額面168万1,098元となっている。(2)縣市合作金庫。信用合作社の普及度を考慮して縣市合作金庫が設立された。縣市合作金庫は信用合作社と省合作金庫の中間に位置している。各県の合作金庫の中で大竹県の20万元が大きい方で、多くは10万元程度で運営され、総計1,000万元となっていた。(3)四川省合作金庫。1940年上半期の決算によれば、同省合作金庫が各県に貸出した資金は2,000余万元、その内訳は生産信用貸付が6割、特産品保管倉庫(農業倉庫)と手工業に対する貸付が4割である。さらに、各県合作金庫基金として総額1,600余万元の貸出しも行なった。省庫の純益は40万元、各県庫の純益は2、3万元であった⁴³⁾。

農本局は1939年、特に西康、雲南両省で積極的に工作し始めた。雲南は西康に比して発展が遅れていたとはいえ、西南建設の重要な一翼を担っており、ビルマルルートとの関連で重視されていた⁴⁴⁾。農本局は雲南弁事処を成立させ、弥勒等6県で合作金庫を設立し、数十万元の貸付を行なった。同弁事処はその後、工作の都合により貴州省に移り、6金庫を創設したという⁴⁵⁾。

第3表によれば、全国の農業貸付統計のうち、農本局、中国農民銀行、交通銀行が約1億1,296万859元を占め、全体74.6%に達している。農本局と国家各銀行の貸付額の内訳が不明なのは遺憾であるが、農業貸付の圧倒的部分が国家資本系統であったことが明らかになるであろう。その配分については第4表に示されている。すなわち、合作社が47.2%、合作金庫が27.1%、農業倉庫が5.5%であった。貸付区域別では、四川、陝西、雲南、貴州、西康、甘肅の後方6省だけで貸付額の46.6%を占め、湖南、湖北、広西、江蘇、安徽、江西、河北、山東、広東、綏遠、河南、福建、山西、浙江等が54.4%を占めた。この中で貸付額の最も多いのが四川省で4,249万5,869元であった。重慶政権の根拠地であったから当然であろう。1,000万元以上が陝西、広西、江蘇、江西の4省、500万元以上が貴州、甘肅、湖南、湖北、安徽の5省であった⁴⁶⁾。

広西省の場合、合作社資金は農本局、中国農民銀行省支店、中国銀行から支給された。農本局は1939年4月、広西弁事処を創設した後、合作社工作进行を指導、援助し、合作金庫を成立させた。合作金庫は1年間で信用合作社に100万元以上を貸付けた。また、中国農民銀行省支店は年100余万元、中国銀行は50万元を貸付けている。なお、1939年には信用合作社が農民に貸出した額は最高50元であったが、1940年には100元に増額された⁴⁷⁾。



【出典】 満鉄調査部『支那經濟年報—昭和16年版—』1942年、482～483頁などから作成。なお、中央合作金庫の正式成立は極めて遅く1946年11月であるので、点線で囲んだ。

図2 「四聯總処」系統圖

ここで「四聯総処」、すなわち四行聯合弁事処総処について若干説明を加えねばならない。中国における金融機構の再編成過程は、戦禍拡大という客観的情勢の推移にともなって、政府の地方金融機関に対する統制力強化の方向をとった。それは1938年10月の漢口陥落を契機としてさらに強化され、地方金融機関は半強制的に編成替された。同時に、中央、中国、交通、中国農民の4大国家銀行を統合して、中央金融機関の再編成も行なった。すなわち、1939年9月8日、国民政府は金融を強固にし、かつ戦時金融を健全にするためと称して弁法綱要を立案、決定したのである。特に、国防最高委員会令をもって「強固金融弁法綱要」「戦時健全中央金融弁法」を公布し、ややもすれば歩調の揃わなかった4国家銀行を蒋介石の独裁統制下に置いた。つまり、4国家銀行は蔣を主席とする理事会の運営に帰すことになったのである。理事会は、中央銀行総裁、副総裁、中国銀行理事長、総経理、交通銀行理事長、総経理、中国農民銀行理事長、総経理および財政部の代表らによって構成された。これが「四聯総処」であり、国民政府の戦時財政金融政策の最高機関となった。こうして、国民政府が1935年の幣制改革当初から果そうとして果せなかった「中央準備銀行」の萌芽の形態を、抗戦という絶対的要請から具現化し、金融機構の中央集権体制を確立したのである⁴⁸⁾。この結果、農本局は「四聯総処」の下に組み込まれることとなった(図2)。

1940年1月、「四聯総処」に直属する「戦時金融委員会」の下に「農業金融処」が新設された。これは全国すべての農村金融を監督、統制する性格をもっていた。さらに「四聯総処」第20次理事会においては、「(民)29年中央信託局、中国、交通、中国農民3銀行および農本局農貸弁法綱要」が制定され、各農村金融機関の担当区と融資額比率を決定している。すなわち、中央信託局15%、交通銀行15%、中国銀行25%、中国農民銀行35%、農本局10%となった⁴⁹⁾。この決定によって、合作金庫の本格的推進に最も古い歴史を有する農本局は少なからず影響を受けた。農本局が各地に設置してきた指導機関の活動区域はほとんどなくなった。しかも新たに指定された区域の多くは戦区隣接地や未開拓で辺鄙な地域であった。また、農本局の貸付資金もすでに逼迫しており、各金庫に株金の購入を認める以外には流動資金を供給する力すらなかった。ことに各銀行は上述の比率に基づいて自ら投資を行なうため、農本局への資金提供は望み薄であった。必然的に、資金欠乏は農本局の事業発展の大きな制約となったのみならず、既存の事業を維持することすら困難になった。他に、同理事会は次のような決定も行なっている。すなわち、四川、陝西、貴州3省に農本局がすでに設立している指導機関は解散しないが、その貸付金を4国家銀行が供給する。しかも、その供給は4銀行が農本局に「委託」するのではなく、農本局と「合同」で処理することにしたのである。農本局の権限低下は否定しえないところであろう。それに対して、中国農民銀行は「農貸新原則」、「戦区農村救済貸付弁法」、「農業推進事業貸付弁法」、「戦時生産農場貸付弁法」、「特定耕牛租借弁法」等によって盛んに農業貸付を行なった。要するに、「四聯総処」指導下に農本局、中国農民銀行をして合作社、農業倉庫、農会、集団農場、農業団体を通じて統一的な農業投資を行ない、それによって戦時農業の発展を期そうとしたのである。ただ、中国農民銀行は農本局の地位低下と逆に浮上し、各銀行の代表として農本局と対等な形で協議した。そして四川省の什邡等17県、貴州省の貴陽等18県、陝西省の褒城等2県、計37県に対して貸越資金弁法を適用している。もちろん、農本局も四川13、貴州10、広西7、湖南1、湖北1、陝西6、雲南6、浙江3の計47金庫を増設し、従来のもものと合わせると総計175金庫となったが、湖南省沅陵や西康省西昌など7金庫は中国農民銀行に接收されてしまった⁵⁰⁾。この年、合作金庫が増設されたとはいえ、全般的には金融逼迫の状況に陥

農本局の成立とその役割

り、農村金融を従来通り維持するのが精一杯であった。

1937年11月17日、「合作社修正弁法」77ヶ条が上程され、1940年1月20日には「県銀行法」26ヶ条の制定をみた。前者は自作農、小作農に対する優先的貸出しを規定し、後者は信用合作社と地方銀行の双方の性質を有する「合作銀行」に関する規定であった。すなわち、県銀行は、県郷鎮の出資金と農民の出資金の合資により、県政府が設立する株式会社形態の銀行で、資本金は最低五万元という条件があった⁵¹⁾。

1940年末には、合作金庫は16省2特別市に拡大している。さらに金庫数から言えば、1937年当時と比較して15倍に激増した(第1表)。同年1月段階で西南、西北に設立した金庫数は四川28、貴州21、広西20、湖南10、湖北10、西康5等々であり、設立しつつあるものを含めると150金庫以上に達した。農本局が各金庫に認めた奨励資金も15万元以上であった⁵²⁾。このように、合作金庫事業の進展には見るべきものがあったが、農本局は自力で資金調達が困難になったため、代って各銀行が有力な地位を占め、特に中国農民銀行が大きな勢力を占めるに至った。農本局は合作金融の調整に最高責任をもっていたが、その内、農業貸付業務は中国農民銀行が処理することとなった。

一方、合作事業管理局は1940年、行政機構の調整に鑑み、行政効率を高めるために、省に合作管理処を、県市に合作指導室を設立することを計画した。そこで、經濟部が「各省市合作行政と合作事業の推進弁法」、「各省合作事業管理処と県市合作指導室の組織通則」を計画、決定して、行政院の認可を経て1941年11月に施行している。こうして浙江、広西、河南、西康、陝西、四川、雲南、綏遠各省に合作事業管理処が設立された⁵³⁾。

また、1941年12月には陳果夫らが国民党五届九中全会に中央合作金庫準備工作を提起し、これを受けて「四聯総処」は「中央合作金庫組織章程」を起草し、行政院の認可後、1943年9月に国民党によって公布された。もっとも、中央合作金庫が組織として正式に機能し始めるのは、ずっと遅れて1946年まで待たねばならぬが⁵⁴⁾、農本局の地位低下は歴然たるものがあった。1942年5月、「四聯総処」理事会は「中、中、交、農4銀行の業務分担および審査弁法」を採択し、4銀行の専門化をはかった。すなわち、中央銀行は法幣発行、中国銀行は国際貿易、交通銀行は工鉱業への貸付と投資、中国農民銀行は農業生産、土地金融、合作事業への貸付と投資、および農業倉庫、信託業、農業保険業の運営を主要業務とすることとなった⁵⁵⁾。このように、中国農民銀行は、国家銀行の統一組織たる「四聯総処」の農業部門の代表として、合作金庫、農業倉庫等々、農本局が主要に行っていた業務を本格的に推進することになったのである。そもそも「四聯総処」は中国金融の統一、中央集権化をはかるために組織されたが、その時からその主要構成員たる中国農民銀行には農村金融の中央集権化を推進する使命が与えられたといえる。かくして、中国農民銀行の地位強化とは逆に、農本局は次第にその任務が狭められ、その存在意義を失い、国民政府による中央集権達成のための過渡的機関としての役割を収束していった。

B. 農業倉庫

農業倉庫は、農本局の種々の業務の中でも合作金庫運営と並び重要な業務であった。『農本局章程』第5条には、農本局の業務は2つあるとし、「農資部分」と「農産部分」をあげている。この「農産部分」を担うのが農業倉庫であった。その内容は、(1)農作物倉庫を経営する。すなわち、各鉄道局と相談して倉庫を建て、廉価でこれを貸与、経営させる。(2)政府の委託を受け

て、農作物を代理で売買する。(3)一般農作物を運搬販売したり、代理販売する。(4)担保品中の農作物を処分する。(5)その他、理事会の議決を経て農作物の改良および調整を決定する⁵⁶⁾、等であった。

農業倉庫の大目的は農村の自給自足経済を確立することにあった。米、麦、豆、粟、きび、高粱、とうもろこし等の主要農作物の流通を円滑にし、かつ価格の騰落によって出荷を調節するため、農作物を貯蔵する。おかげで農民の資金調達は容易になり、農民の利益にもなるが、むしろ常に食糧、軍糧に悩む国民政府にとって、それらを確保する重要施策となった。なぜなら、軍糧徴発を渋る農民も、一方で農民生活の好転を期待させる農業倉庫には、ある程度安心して食糧を委託するからである。緊急な軍糧確保が必要な場合、各地の農業倉庫を抗日のためと称して動員すればよいことになる。こうして、農業倉庫は国民政府の「軍糧備蓄所」として重要な機能を発揮することになった⁵⁷⁾。

七七事変以前、農本局は「全国農業倉庫網」の計画を立て、同時に上海、天津、広州、南京、漢口、蕪湖、蚌埠などの重要港、商業港に農業倉庫を設立し、担保貯蔵や運搬販売などの業務を行っていた⁵⁸⁾。だが、農業倉庫自体は農本局が創始したものではなく、それ以前から存在していた。例えば、政府系のものとしては、1933年の農村復興委員会の議決がある。農村復興委員会は、農民銀行が各県に農業倉庫を設立すべきであるとの決定を行なっている。ついで、実業部農業金融討論会も「倉庫法」草案を作成し、審議後、各省主管機関に、その創設を命じた。間もなく、実業部は再び中央農業推广委員会に命令を出し、南京農業救済協会と共同で中央模範倉庫を開設させた⁵⁹⁾。

溧人「農業倉庫と農村経済」によれば、江蘇農民銀行の倉庫開設が最も早く、1929年であった。4年後の1933年度の同銀行報告は、倉庫が各市場30地域に計800庫建設され、米穀20万石を貯蔵し、抵当貸付額は67万3,000余元であると述べている⁶⁰⁾。それが1936年には、40余県211地域に分布し、抵当農作物の貯蔵額は600万元に達した⁶¹⁾。江蘇農民銀行の場合、担保借入を要求する90%は小農であり、担保穀物の数量は最も少なくても数升から1斗、借入金も2、3角に過ぎなかった。この他、農具を担保にする者さえいたという⁶²⁾。農村経済の困窮振りと、銀行資本の貧農搾取は明らかである。中国銀行は山西、陝西、山東、河北、江蘇、浙江各省に独自に倉庫を開設していた。上海商業儲蓄銀行は江陰、蘇州、江寧等に倉庫を設立したほか、呉興、平湖、宜興、湯山などの合作社や公共団体に倉庫運営資金を貸付けたり、あるいは共同で倉庫業務を行なったという⁶³⁾。ただ、商業銀行が各重要都市で運営していた倉庫は、その主な業務対象が農民ではなく、商人なので、一般の農業倉庫と同列には論じられない⁶⁴⁾。これら倉庫の設立地域は、抗戦以降、大部分が戦地となり、業務継続が不可能となった。

農業倉庫の種類にはどのようなものがあったか。(1)生産農業倉庫——この種の倉庫は直接、生産地に設置され、農作物を集積する。農村の倉庫の多くはこれに属する。(2)集散農業倉庫——この種の倉庫は港湾、駅など交通網の発達した輸送に適した地点に設けられ、農作物の集散を行なう。(3)消費農業倉庫——この種の倉庫は大都市に設置され、もっぱら消費者用の農作物を販送することを営業の主目的としていた⁶⁵⁾。

では、農業倉庫の本来の役割、目的は何か。

第1に農民をして農作物を農業倉庫に送らせ、それを担保に現金を貸出すことにある。市場の米穀の過不足を勘案し、価格が下落した時は農作物を貯蔵しておき、価格の回復を待ってそれを売り出す。その売上金で農民は借金を返済するのである。こうして商人や投機者の農作物

買ったとき、大量囤積および端境期に価格上昇の時に売り出すのを牽制し、農民、消費者を保護する。いわば、農業倉庫は、農民が生産をコントロールできず、農業が季節性のものであるという欠点を補い、市場の需給を考え、農作物の安定価格を維持する役割をもっている。このことは、生産者と消費者双方を利するばかりでなく、さらに、災害、飢饉による餓死を防止するという重要な目的もあった。そのため、農作物が腐敗しないように保管に気が配られていた。

第2に、農村金融を活発化する。農村金融が枯渇していたことは、各地の高利貸の繁栄によく現われていた。もちろん、信用合作社などが農村への資金流通をはかってきたが、十分ではなかった。それが、農業倉庫の設立によって、政府の金融機関や商業銀行の融資も得られるようになった。なぜなら、農業倉庫発行の証券「倉単」は農作物の証券化を意味し、これによって、これらの機関、銀行は短期の投資を行なうことがたやすくなり、資金流通が滞るという弊害が少なくなった。もちろん、各銀行も積極的に「倉単」を引受けるようになり、農村金融を活発にする一つの有効な手段となったのである。

第3に、農業倉庫の運搬販売機能の積極的目的は、農民収入を増加させることにあった。従来から、農作物運輸の改善は重要課題であった。特に、戦時期には交通不便を若干でも解消して、食糧運輸問題を解決することが緊急課題となっていた。農民は僻地に住んでおり、市場の動向に関する情報から隔絶されていた。ために農作物価格が上昇したとしても、そのことを知らない。仮りに、情報をキャッチしても、それに対処できなかった。なぜなら、この種の運輸販売は大量に運んでこそ、初めて利益になるからである。小量では運搬コストが高すぎた。そこで、農業倉庫が農民に代って運搬販売を行なうのである。このことは、農業倉庫が大量に運搬販売することで、中間搾取を排除し、生産者と消費者を直結することを意味した。方法的には、農業倉庫が自ら購入し、運搬販売する場合と、農民の代理で運搬販売する場合がある。後者の場合、その費用は農民から徴収し、一切の損益は農民が負担することになる。

第4に、農作物を品質分けすることと、加工することである。等級分けの目的は、国際貿易上の信用を獲得するために、農作物を一定水準以上に保つことに狙いがあった。農作物の加工は農作物をなんらかの完成品、商品にすることではなく、簡単な方法でその外形を変え、運搬しやすくしたり、その価値を高めることにある。例えば、桐の搾油、棉花の梱包なども農業倉庫が代って行ない、農民負担を軽くし、同時に農民収入を増大させる方法であった⁶⁶⁾。

農本局は、1937年上半期に上海、天津、漢口、広州、重慶、長沙、南昌、蕪湖、蚌埠、武穴、南京、潼関等に運搬販売の農業倉庫を設けた。これら農業倉庫の準備工作は、各地方政府あるいは交通機関と相談、協力した。例えば、福建、広東、陝西、江西、湖南、四川、湖北各省の省政府と交渉したし、また、①浙贛、②京滬杭甬、③淮南の各鉄道局とも交渉、協議した⁶⁷⁾。1938年末には、農本局下の農業倉庫は27地域にそれぞれ多数設置され、穀物収蔵量37万石、貸付総額17万元に上っていた⁶⁸⁾。なお、農業倉庫は、1941年6月の田賦実物徴収開始より後、毎年徴収された米麦などが数千万市石に達し、それを貯蔵するものとして益々重要性を高めていったのである⁶⁹⁾。

IV. おわりに

最後に、農本局との関連で、銀行、合作金庫の農村金融および農業倉庫等の問題点を要約して、しめくくりとしたい。

第1に、西南における銀行資本と合作社の関連についてである。すなわち、近代的銀行資本の農村流入は、依然として旧式の貸借関係の形態をとっており、合作金庫、信用合作社は貸付金が完全に回収するための保証機関にすぎない場合があった。銀行の農業投資は安全と高利潤を重要方針としている。したがって、その期限は短く、例えば中国農民銀行の合作社に対する貸付期限は1ヶ年以内が、80.53%を占めていた⁷⁰⁾。また、近代的銀行資本は合作社を通して在地の土豪等の封建勢力と結合しており、銀行の農業投資の主な対象は実際には地主、富農であった。その上、合作社の実権を掌握しているのは土豪であり、その占める割合は80%であった。この場合、国家銀行、その他の機関による農村合作社への貸付利息は、時には月8分から1割2分という驚くべき高利息であったのである⁷¹⁾。

第2に、生産資金として4大国家銀行による貸付は、なんら生産に用いられず、商業資本のみを益し、または投機、買占めを助長したにすぎない。農業貸付は信用貸付が主であり、この用途は農民の拡大再生産に用いられず、土地の収奪に向う傾向があった。したがって、土地の集中は迅速に進行し、地価も昂騰の一途を辿った。多くの地主は私営銀行の大株主で、かくして軍閥、地主・豪紳、銀行は三位一体となって農民生活を脅かした。

第3に、銀行資本が輸出農作物を買上げる（これらはすべてクレジットに対する見返り担保である）場合、常に市価より安い。はなはだしい時には、農作物の生産コストを割る場合すらあった。したがって、浙江省で棉花や茶葉を買い上げたり、四川省で桐油を買い占めた時などは、農民の猛烈な反発を誘発した。ことに戦時においては、農作物と工業品間のシェーレが極めて大きいにもかかわらず、その上、さらに低い統制価格で買い上げられたのである⁷²⁾。

第4に、農業倉庫の問題点である。農本局下の農業倉庫は旧来の農村金融機関のあり方を批判して組織された。その根本意義と方針は、当初、営利を目的とせず、公益を重視し、特に中小農民の利益を図ることにあった⁷³⁾。だが、その貸付は往々にして富農など農村の上層階級を対象とした。なぜなら、農業倉庫が資本の回転、資金の回収を急ぎ、利息の追求を考えたからである。各地の農業倉庫は大量の農作物を抵当に資金を貸出したが、貧農にはその力なく、地主、富農の囤積、支配を許す結果となってしまった。在来の農村経済援助の目的から大きく離れ、実際は富農を援助し、合作事業も銀行資本と地主、富農などの協力関係にすぎなくなった⁷⁴⁾。さらに農業倉庫自体、農作物を安価で購入するための単なる機関と化し、農民収奪の組織となる危険性を孕んでいた。中貧農の利益は完全に切捨てられたのである。そこに農本局並びにその関連機関の限界があった。

(註)

- 1) 関夢覚「中国農村経済の新動向(二)」『特調班月報』第1巻第6号、1940年2月。
- 2) 石浜知行『重慶戦時体制論』1942年、23～24頁。
- 3) 「蔣政権の農業建設(-)」『東亜』第14巻第7号、1941年7月。馬秋帆「抗戦二年來の農村建設運動」『特調班月報』第1巻第3号、1939年11月。
- 4) なお、抗日戦争時期における重慶政権の戦時工業建設と田賦実物徴収については、拙稿「重慶政権の戦時経済建設」『歴史学研究』別冊特集(1981年)、青木書店を、同時期の抗戦経済確立に多方面から尽力した工業合作運動については、拙稿①「中国工業合作運動について——レウイ・アレー、盧広綿両氏に聞く——」『アジア経済』第21巻第5号(1980年5月)、②「抗日戦争

農本局の成立とその役割

- 時期の中国工業合作運動』『歴史学研究』第485号(同10月)、③「遊撃地区の中国工業合作運動」『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻(同12月)、汲古書院を、それぞれ参照されたい。
- 5) 農本局設立の計画は、実業部長呉鼎昌と聯合銀行界との間で立てられた。呉は数回、上海に赴き、上海の銀行界と討論した。その際、中央、中国、交通3銀行、新華銀行、および金陵大学の喬啓明、陳鴻根らが意見を交わし、それらを叩き台として構想が練られた。
 - 6) 『天津大公報』1936年6月16日等参照。
 - 7) 前年には中国農民銀行が設立されており、国民政府が農村建設に本格的に取り組もうとする姿勢をみてとれる。
 - 8) 「農本局章程」『天津大公報』1936年6月17日。
 - 9) 農本局の成立は合作事業と深い関係を当初から有していた。以前、中央の合作行政の機構は実業部の合作司であった。1938年1月、実業部は經濟部に改組され、合作事業は經濟部農林司第五科の管轄となった。ただ、実際上の問題として、第五科だけで全国の合作事業を管理するのは荷が重すぎた。そこで、經濟部は、農本局が現場で実際に活動している合作事業に対して行政的処理を行なうように決定し、旧実業部の湖南・湖北・安徽・江西四省弁事処を農本局管轄へと移行させたのである(中国合作事業協会『抗戦以来之合作運動』1946年、3頁)。
 - 10) 「中国合作金庫発展史」『情報』新32号、1944年9月。
 - 11) 前掲「農本局章程」。
 - 12) 呉華宝「農本局組織之商榷」『天津大公報』1936年6月10日から推測。
 - 13) 前掲「農本局章程」。なお、同章程には、(甲)農産部分、(乙)農資部分という順で記載されていたが、本稿では農資部分が農村金融という側面から、より重要と考え、順番を入れ替えた。
 - 14) 同前。
 - 15) 黄肇興「對於農本局成立後之希望」『天津大公報』1936年9月23日。
 - 16) 『新聞報』1936年7月29日。
 - 17) 呉華宝、前掲記事。
 - 18) 前掲「農本局章程」。
 - 19) 黄肇興、前掲記事。
 - 20) 呉華宝、前掲記事。喬啓明、陳鴻根「設立農本局之使命与任務(-)」『天津大公報』1936年5月25日。
 - 21) 『新聞報』1936年7月19日。
 - 22) 中国農民銀行の前身は、1933年、河南・湖北・安徽三省「剿匪総司令部」が、河南、湖北、安徽、江西の「収復地区」の「農民生活困難」なのに鑑みて設立した「豫鄂皖贛四省農民銀行」である。これは農民に資金を融通し、農村経済を復興し、農業生産の改良を促進することを目的としていた。1935年4月、財政部が同銀行の農村金融に対する成果を見て、かつ陝西、甘肅、浙江、福建、湖南各省および南京、上海等市が同銀行に出資し、地域も拡大したことから、これを「中国農民銀行」と改名し、正式に発足した(主計部統計局『中華民國統計年鑑』1948年、267頁)。
 - 23) 喬啓明、陳鴻根、前掲記事(二)、『天津大公報』1936年5月27日。
 - 24) 同前。呉華宝、前掲記事。
 - 25) 支那經濟年報刊行会『支那經濟年報——1938年上半期——』第1輯、1938年、141～143頁。
 - 26) 「蔣政権の農業建設(二)」『東亞』第14巻8号、1941年8月。前掲「中国合作金庫発展史」。
 - 27) 合作金庫ではないが、合作金融でそれ以前のものとしては、1933年4月湖南省政府が「湖南省合作銀行設立準備」計画を議決したことがある。その実態は今のところ不明である。

- 28) 前掲「蔣政権の農業建設(二)」。
- 29) 前掲「中国合作金庫発展史」。
- 30) 同前。史料では山東省「済学県」となっているが、済寧県の誤りである。
- 31) 同前。
- 32) 前掲「蔣政権の農業建設(二)」。
- 33) 前掲「中国合作金庫発展史」。
- 34) 同前。東亜経済懇談会『東亜経済要覧』1942年、753頁。
- 35) 前掲「蔣政権の農業建設(二)」。
- 36)、37) 前掲「中国合作金庫発展史」。
- 38) 壽勉成「我国合作金庫之沿革与将来」、周開慶主編『民国経済史』1948年、17頁。
- 39) 前掲「中国合作金庫発展史」。
- 40) 中国合作事業協会、前掲書、4頁。
- 41) 前掲「中国合作金庫発展史」。
- 42) 中国農民銀行は国民党CC系が掌握していたことで有名だが、農本局もCC系支配下にあった(尾崎庄太郎「中国官僚独占資本研究の意義について」、許滌新著、山下龍三訳『官僚資本論』青木文庫、1953年所収)との見解もある。とすれば、この紛争は同派閥内の紛争ということになり、その実態研究は不可避であるが、今のところ、関連史料を入手していない。
- 43) 前掲「蔣政権の農業建設(二)」。時事問題研究会『抗戦中の中国経済』1940年、117頁。
- 44) 当時、国民政府はビルマルートとの関連もあって、雲南を重視し、軍事工場などの建設を昆明中心に計画していた。農本局による雲南重視もその一環といえよう。しかし、日本軍によるビルマルートの封鎖、雲南作戦は、西南の価値を大幅に減殺し、その政策を西北重視へと転換させたのである(前掲拙稿「重慶政権の戦時経済建設」)。
- 45) 『香港大公報』1940年10月10日。
- 46) 時事問題研究会、前掲書、116頁。
- 47) 蔡次薛「新広西の経済建設」『東方雑誌』第37巻第2号、1940年1月。
- 48) 満鉄調査部『支那経済年報—昭和16年版—』1942年、480、482頁。
- 49) 同前、482頁。前掲「中国合作金庫発展史」。
- 50) 「中国合作金庫発展史」、同前。
- 51) 満鉄調査部、前掲書、482頁。
- 52) 時事問題研究会、前掲書、113頁。
- 53) 中国合作事業協会、前掲書、4頁等参照。
- 54) 中央合作金庫の成立は極めて遅く、1946年11月であった。資本総額6,000万元で、すべて政府出資である。その使命は合作事業を推進し、合作金融を調整することにあつた(主計部統計局、前掲年鑑、268頁)。なお、1946年7月5日付の『新聞報』は、中央合作金庫理事長・陳果夫、総経理・壽勉成であることを明らかにし、さらに南京4日電として「中央合作金庫は現在、すでに成立。資本金50億元」と報じている。この報道は成立期日、資本金の面で年鑑と食い違いを見せている。
- 55) 李俠「民元来我国之国家銀行」、周開慶主編、前掲書所収、13頁。
- 56) 前掲「農本局章程」。
- 57) 前掲「蔣政権の農業建設(二)」。東亜経済懇談会、前掲書、753～754頁。
- 58) 董健飛「農業倉庫与戦時農村」『東方雑誌』第36巻第6号、1939年3月。
- 59)、60) 潔人「農業倉庫与農村経済」『中国農村』第3巻第4期、1937年4月。

農本局の成立とその役割

- 61) 『新聞報』1936年12月10日。
- 62) 千家駒、李紫翔編著『中国郷村建設批判』1936年4月、63頁。
- 63) 潔人、前掲論文。
- 64) 董健飛、前掲論文。なお、別種の組織、団体が設立した倉庫には、①商業倉庫、②物産倉庫、③商品倉庫、④典当経営の米穀低当、⑤農業合作倉庫などがあった。特に、農業倉庫と混同しやすいものに、農業合作倉庫があった。この両者は同じように機能し、農家経済の発展を目的としていたが、経営方式が異なっていた。すなわち、農業倉庫の利用者は一般農民にまで及んだが、農業合作倉庫のそれは社員に限られていた。また、農業倉庫の場合、他の倉庫と異なり、法律上、種々の便宜が与えられていた。
- 65) 君黙「中国食糧問題与農倉制度」『中聯銀行月刊』第8巻第3期、1944年9月。
- 66) 董健飛、前掲論文。
- 67) 『天津大公報』1937年6月2日。
- 68) 東亜経済懇談会、前掲書、754頁。
- 69) 前掲拙稿「重慶政権の戦時経済建設」。主計部統計局、前掲書、219頁。
- 70) 満鉄調査部、前掲書、485～486頁。
- 71) 同前。486頁。
- 72) 同前、485頁。
- 73) 君黙、前掲論文。
- 74) 時事問題研究会、前掲書、112～113頁。

〈付記〉なお、本稿は昭和58年度文部省科学研究費奨励研究(A)による研究成果の1部である。